

○草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

昭和 5 1 年 3 月 3 1 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令による医療の給付に係る一部負担金について助成金を支給し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平 1 3 条例 1 6 ・ 平 2 0 条例 6 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に定める身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成 1 4 年埼玉県告示第 1 3 6 5 号）による療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱の定めによる「（ A ）」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの
- (4) 6 5 歳以上 7 5 歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 7 5 歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、成年後見人その他の者で重度心身

障害者を現に監護しているものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の2分の1に相当する額、法令又はそれに準ずる規定による給付並びに保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(平12条例20・平13条例16・平18条例18・平18条例44・平20条例6・平20条例21・平21条例20・平26条例6・平26条例37・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）及び被扶養者（第7条において「被保険者等」という。）である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項又は第30条第1項の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けている者

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が 18 歳以上の者にあつては、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満 18 歳となる日の前日において本市内にあつた者を除く。対象者が 18 歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条及び第 55 条の 2 の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所又は入院している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第 15 条の 4 の規定により、本市の区域外に設置されて

いる共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が本市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあった者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者に限る。）

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているものを除く。）

（平18条例18・全改、平18条例44・平20条例6・平20条例21・平21条例20・平24条例11・平25条例6・平26条例6・平26条例27・平26条例37・平29条例8・平30条例9・令3条例6・一部改正）

（医療費助成金）

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について対象者に助成金を支給（以下「医療費助成」という。）するものとする。ただし、対象者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

（平13条例16・平26条例6・平26条例37・平30条例28・一部改正）

（受給資格の登録）

第5条 対象者は、医療費助成を受けようとするときは、規則で定める受給資格登録申請書を市長に提出し、受給に必要な事項の登録を受けるものとする。ただし、対象者が次

の各号のいずれかに該当するときは、その保護者が代わって登録を受けるものとする。

(1) 18歳未満であるとき。

(2) 障害の程度により、申請等の行為ができないとき。

2 市長は、前項の申請に基づき、第3条に定める対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。ただし、同条に定める対象者として認定せず、受給資格登録者として登録しない場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

(平18条例18・平30条例28・令3条例32・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、受給資格登録者に対し、第4条第1項及び第3項の規定により医療費助成を行う場合は、当該医療費助成を受ける受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により医療費助成を行わない場合は、規則で定めるところにより、当該受給資格登録者に通知するものとする。

(平13条例16・平18条例18・平20条例6・平30条例28・一部改正)

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。

(平10条例22・平18条例18・平20条例6・令3条例6・一部改正)

(支給の方法)

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者の請求により行うものとする。この場合において、受給者が死亡等により請求することができないときは、市長が定める者が請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付（医療機関等が、受給者に一部負担金の支払を求めず、市に対して当該受給者の一部負担金に相当する額の請求を行うことをいう。）を実施する場合には、当該医療機関等の請求により、一部負担金に相当する額を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。

(平 1 0 条例 2 2 ・ 平 1 3 条例 1 6 ・ 令 4 条例 1 5 ・ 一部改正)

(届出の義務)

第 9 条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

(平 3 0 条例 2 8 ・ 一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第 1 0 条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平 1 8 条例 1 8 ・ 一部改正)

(損害賠償との調整)

第 1 1 条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(平 1 8 条例 1 8 ・ 追加)

(支給金の返還)

第 1 2 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費助成金の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等の定めにより医療費助成金の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 1 8 条例 1 8 ・ 旧第 1 1 条繰下 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 1 8 条例 1 8 ・ 旧第 1 2 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年条例第 3 3 号)

この条例は、昭和 5 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 7 年条例第 2 9 号)

この条例は、昭和 5 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年条例第 1 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年条例第 2 2 号）

この条例は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 2 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例、草加市老人医療費の支給に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成 1 0 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年条例第 2 0 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年条例第 1 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成 1 4 年 1 月 1 日以後の重度心身障害者の医療費について適用し、同日前の重度心身障害者の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 8 年条例第 1 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の重度心身障害者の医療費について適用し、同日前の重度心身障害者の医療費については、なお従前の例による。

3 改正前の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 6 条の規定により、施行日前に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者のうち、同日において新条例第 3 条第 1 号の規定により市内に住所を有する者から除かれる同号アからキまでに掲げる者に該当する者については、同号の規定にかかわらず、同条に規定する対象者となることが



できる。ただし、同号アからカまでに掲げる者が施行日に入所等をしている施設等から同日以後に他の施設等に入所等をする事となったとき、又は同号アからキまでに掲げる者が同日以後に同号アからキまでに該当しなくなったときは、この限りでない。

附 則（平成 18 年条例第 44 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、施行日以後の重度心身障害者の医療費について適用し、施行日前の重度心身障害者の医療費については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療の被保険者になることにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、施行日前から引き続き入所している施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成 20 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例、草加市こども医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び草加市交通災害共済条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年条例第 20 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、施行日以後の重度心身障害者の医療費について適用し、施行日前の重度心身障害者の医療費については、

なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第6条の規定により受給者証の交付を受けている者が、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、施行日において現に入所している施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第2項第4号の規定は、平成27年4月1日以後に重度心身障害者となった者について適用し、同日前に重度心身障害者となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第8号）抄

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成30年条例第28号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する改正後の第4条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条並びに第9条第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（平31条例24・一部改正）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前における医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年条例第 24 号）

この条例は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 32 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 15 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例第 8 条第 2 項の規定は、施行日以後の医療に係る重度心身障害者医療費について適用し、同日前の医療に係る重度心身障害者医療費については、なお従前の例による。